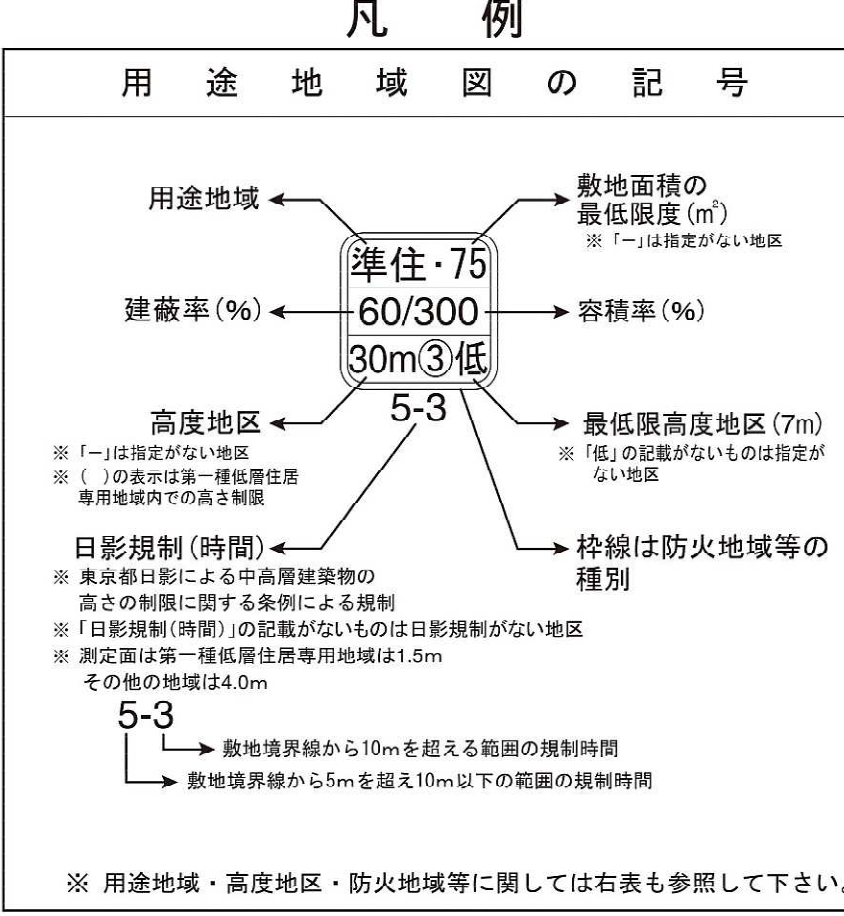
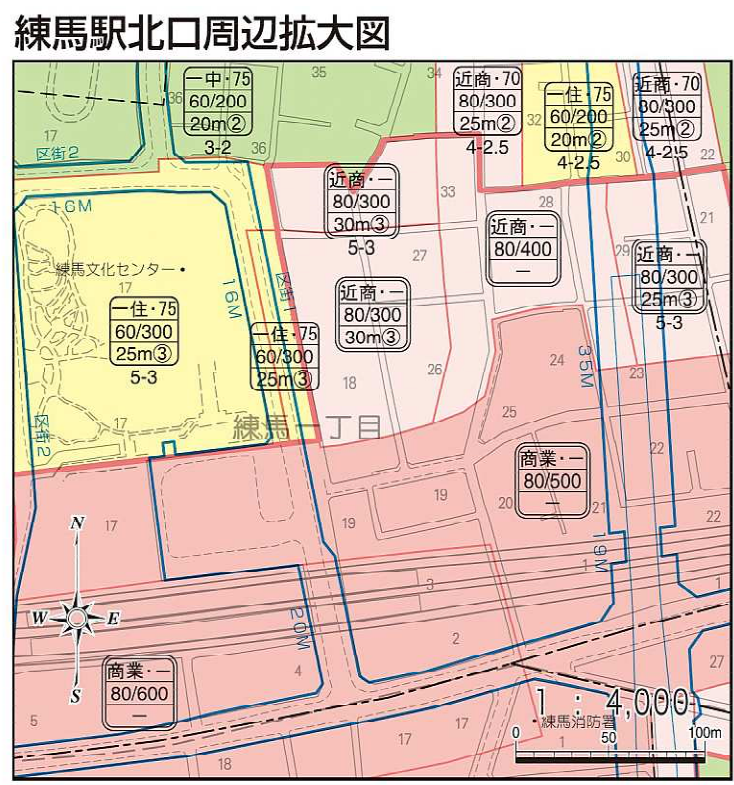
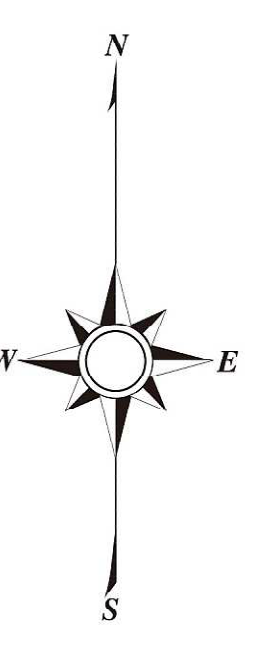



東京都市計画公園 総括図 第8・2・30号 高松農の風景公園 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路() を表しています。

第8・2・30号 高松農の風景公園



用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
17m①	第2種高度地区
17m②	第1種高度地区
17m③	第2種高度地区
20m②	第3種高度地区
20m③	第1種高度地区
25m②	第2種高度地区
25m③	第3種高度地区
30m②	第1種高度地区
30m③	第2種高度地区
30m	第3種高度地区
35m③	第1種高度地区

防火地域等の指定	
■	防火地域
■	準防火地域
■	防火指定なし
新たな防火規制区域	
■	新たな防火規制区域
風致地区	
■	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)
『都市計画情報システム』で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。線路式の指定(等)に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と数地の境界線から20mです。30mのもの)は、+30mJの表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。